

# 肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）助成実施規程

元日草種協第145号

令和元年5月17日

## 第1 目的

公共牧場は、個々の畜産経営の飼料基盤を補完するとともに、肉用牛及び酪農経営における育成部門を担い、飼料自給率の向上、生産コストの低減、経営体質の強化等に寄与しているものの、近年、畜産農家戸数の減少や利用農家のニーズの変化等により利用率の低下した経営がみられるなど公共牧場をめぐる情勢は大きく変化している。

また、自給飼料生産を一層拡大し、肉用牛・酪農の生産基盤の強化を図るためには、草地の管理・利用技術の向上等による利用者が喜んでもらえる牛作り、地域畜産の核となる牧場作り、経営収支の改善、公共牧場と大規模で効率的な畜産経営等との結びつきを強化し、これらの畜産経営等による公共牧場の草地資源の有効利用等を促進させることが重要となっている。

このため、一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）は、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第1582号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。）に基づき、農林水産省の補助を受けて、地域の畜産及び公共牧場の現状と課題を踏まえ、公共牧場が目指す姿及びその姿を実現するために必要な利用者や受託頭数の拡大、新規事業の導入及び牧場管理者等の人材確保や技術向上等の取り組みに関する地域公共牧場活用将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）を作成する公共牧場に対して助成し、公共牧場の活性化と肉用牛・酪農生産基盤の強化を図るものとする。

この事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産生産力・生産体制強化対策事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第1625号農林水産事務次官依命通知）及び実施要綱並びに畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生産第1874号農林水産省生産局長通知（以下「要領」という。））に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

## 第2 対象公共牧場

この事業の助成対象者は、公共牧場の所有者又は管理者（以下「事業参加者」という。）とする。

## 第3 事業内容

事業参加者は、将来ビジョンを作成するため、次に掲げる取り組みを行うものとする。

### （1）将来ビジョン検討会の開催

事業参加者は、（2）～（5）の取組を計画的かつ効果的に実施し、将来ビジョンを作成するため、地方公共団体、地域の普及・指導機関及び家畜衛生・防疫、生産者団体等によ

る将来ビジョン検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

（2）先進地調査の実施

事業参加者は、将来ビジョンの作成に向けて、検討会の意見を聞いて、当該公共牧場が目指すあるべき姿の実現に相応しい公共牧場の先進的な取組事例を選定し、現地調査（以下「先進地調査」という。）を行い、その結果を検討会に報告するものとする。

（3）地域調整の実施

事業参加者は、将来ビジョン作成に対する公共牧場の利用者の理解を醸成するため、検討会の意見を聞いて、将来ビジョン作成の目的及び効果に関するパンフレット等を作成し、当該利用者への助言・指導（以下「地域調整」という。）を行うものとする。

（4）技術研修会の開催

事業参加者は、将来ビジョンの実現に向けて、公共牧場の経営・草地及び家畜飼養の管理に必要な技術向上を図る研修会（以下「研修会」という。）を開催するものとする。

（5）専門家等による助言・指導

事業参加者は、（1）から（4）の実施に当たって、必要に応じて、公共牧場を取り巻く諸情勢、公共牧場の運営改善及び公共牧場を核とする地域活性化等に詳しい専門家及び有識者（以下「専門家等」という。）を招聘し、助言・指導を受けるものとする。

第4 補助率

定額 ただし、助成の上限額は、原則して280,000円とする。

第5 助成の対象となる経費

この事業において、助成の対象となる経費は以下のとおりとする。

経費	内容	備考
委員旅費	検討会・研修会等への出席又は助言・指導を行うための旅費として、依頼した専門家等に支払う経費	
委員謝金	検討会・研修会等への出席又は助言・指導に協力した専門家等に支払う経費	
現地調査旅費	先進地調査を行うために必要な旅費として、調査員に支払う経費	
現地調査謝金	先進地調査に協力した者に支払う経費	
会場借料	検討会・研修会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
印刷製本費	将来ビジョンの作成及びその周知に必要なパンフレット等の印刷に必要な経費	

経費	内容	備考
消耗品費	短期間（事業実施期間）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品にかかる経費（3万円未満のものに限る。）	物品受払簿で管理すること
役務費	将来ビジョンの作成に直接必要な分析・試験等を行う経費	
借上費	将来ビジョンの作成に直接必要な車両等の借上げ経費	

## 第6 事業の実施手続き

### 1 実施計画書等作成

事業参加を希望する公共牧場等（以下「事業参加者」という。）は、別記様式第1号の事業実施計画書兼助成金交付申請書を作成し、協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

### 2 実施計画書等の承認

会長は、1により提出された事業実施計画書兼助成金交付申請書を審査の上、適当と認められる場合は、事業参加者に対してその旨通知するものとする。

### 3 実施計画書等の変更

事業参加者は、会長から2の通知を受けた後、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ会長に対して別記様式第2号により変更実施計画書兼変更助成金交付申請書を提出し、その承認を得るものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 助成金の交付決定額の増又は30%を超える減

### 4 助成金の概算払

(1) 事業参加者は、別記様式第3号により、交付決定額の出来高に応じて、助成金の概算払を請求することができるものとする。

(2) 会長は、(1)の概算払請求があった場合には、概算払請求書の内容を審査の上、適当と認められる場合には、事業参加者に対し支払額を通知するとともに、助成金を支払うものとする。

### 5 交付決定の取消

(1) 会長は、助成金の交付を受けた事業参加者が、助成金を他の用途へ使用し、その他事業に関し助成金の交付の決定に違反して使用したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(2) (1)の規定は、第7の3の確定があった後においても適用があるものとする。

## 第7 事業実績の報告等

### 1 事業実績報告書の提出

事業参加者は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月10日までのいずれか早い日までに、別記様式第4号による事業実績報告書を会長に提出するものとする。

### 2 事業実績報告書に添付する書類

事業参加者は、実績報告書の提出に当たっては、助成の対象となった証拠書類の写し及び成果として、要領別紙6様式第3号による「将来ビジョン」を添付するものとする。

- 3 協会は、1の報告を受けた場合においては、事業実報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により助成金の交付決定内容に適合するものであるかを確認し、適合すると認められた場合には、助成金の額を確定し、事業参加者に通知するとともに、第6の4の概算払により支払った額が助成金の確定額を下回る場合には、事業参加者に対し精算払いを行うものとする。

## 第8 助成金の返還

- 1 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 会長は、事業参加者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

## 第9 事業の委託

会長は、別に定めるところにより、第7の事業報告の確認、その他本事業の円滑な実施に必要な事項の全部又は一部について、事業参加者の属する都道府県の畜産団体に委託できるものとする。

## 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業参加者は、第6の助成金交付申請書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該助成金の交付申請から減額して申請するものとする。

ただし、当該助成金交付申請書の提出時において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業参加者は、1のただし書きにより助成金の交付申請をした場合において、第7の事業実績報告書を会長に提出するにあたって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 事業参加者は、1のただし書きにより交付申請した場合において、第7の実績報告書を会長に提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

## 第11 関係書類の整備

- 1 事業参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入

及び支出について証拠書類又は伝票類等を、助成金を受領した会計年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しなければならない。

- 2 協会は、必要に応じて、事業参加者に対し、事業に係る経理内容を調査し、協会から助成金の基礎となった関係書類等の閲覧及び報告を求めることができるものとする。

#### 第12 その他

- 1 事業参加者は、この事業を実施するに当たって、事業参加者が属する都道府県、市町村等の指導を受けるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則（令和元年5月17日付け元日草種協第145号）

この規程は、令和元年5月17日から施行する。

別記様式第1号

肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）実施計画書兼助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）について下記のとおり参加したいので、肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）助成実施規程第6の1の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 地域畜産の概況

3 地域の公共牧場の現状と今後の課題

4 実施に要する（した）経費総括表

事業項目	総事業費	負担区分		備 考
		助成金	事業参加者	
将来ビジョン検討会の開催				
先進地調査の実施				
地域調整の実施				
技術研修会の開催				
専門家等による助言・指導				
合 計				

5 実施牧場の概要

所有者				管理者					
経営地 面積 (ha)	総面積	採草地	兼用地	放牧地	飼料畑	野草地	林地	その他	
飼養頭 数(頭)		乳用牛		肉用牛		その他	合計		
	夏季								
	冬季								
預託農 家数	夏季	戸							
	冬季	戸							

注：前年度の実績を記入する。

6 実施計画（実績）

(1) 将来ビジョン作成支援（助言・指導）体制

（例：公共牧場の管理者（農協）がビジョンを作成する場合）

No.	支援事項（例）	担当組織
1	管理受託者（指定管理者）の指導・監督	
2	経営・管理体制の改善指導、補助事業の活用指導	
3	草地管理、放牧管理及び子牛発育の改善指導	
4	牛白血病対策の指導、衛生対策の指導	
5	衛生検査、治療、妊娠鑑定、疾病予防の指導	
6	先進地調査及び将来ビジョン作成の助言・指導	
7	将来ビジョンの周知及び利用者拡大のPR活動	
8	事業実施計画（助成金交付申請）の作成・指導	

(2) 将来ビジョン検討会の開催計画（実績）

開催時期	開催場所	参集範囲	内容

(3) 先進地調査の実施計画（実績）

実施時期	調査先	内容

## (4) 地域調整の実施計画(実績)

実施時期	内 容

## (5) 技術研修会の開催計画(実績)

開催時期	開催場所	参加予定人数	内 容

## (6) 専門家等による助言・指導計画(実績)

実施時期	内 容

## 7 実施に要する(した)経費の配分計画(実績)

単位：円

助成対象 経費	経費の内訳	総事業費	負担区分		算出基礎
			助成金	事業参加者	
将来ビジ ョン検討 会の開催	委員旅費 委員謝金 会場借料 印刷製本費 消耗品費 役務費 〇〇〇				
小計					
先進地調 査の実施	現地調査旅費 現地調査謝金 借上料 役務費 〇〇〇				
小計					
地域調整 の実施	会場借料 印刷製本費 借上料 〇〇〇				
小計					

技術研修 会の開催	委員旅費 委員謝金 会場借料 印刷製本費 消耗品費 役務費 〇〇〇				
小計					
専門家等 による助 言・指導	委員旅費 委員謝金 会場借料 印刷製本費 役務費 借上料 〇〇〇				
総合計					

注：事業実績報告にあつては、各経費の算出基礎となつた領収書等の証拠書類を添付すること。

8 実施期間（完了）年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

9 添付資料

- (1) 事業を実施する公共牧場の管理規定
- (2) 当該牧場の地図及びパンフレット
- (3) 実績報告にあつては、将来ビジョンを添付すること。
- (4) その他会長が指示した書類。

別記様式第2号

肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）変更実施計画書兼変更助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け〇日草種協第 号で承認を受けた肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）に係る実施計画を変更したいので、肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）助成実施規程第6の3の規定に基づき申請します。

記

別記様式第1号に準じて作成すること。この場合、実施に要する経費については、変更前を上段に（ ）書きで、2段書きとすること。

別記様式第3号

肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）概算払請求書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け〇日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）助成実施規程第6の4の（1）の規定に基づき、申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額⑤ =② × %	今回概算払 請求額⑥= ②× %— ⑤	残額⑦= ②—⑤ —⑥	備 考
	事業費 ①	助成金 ②	事業費 ③	助成金	事業出来高 ④=③/①				
検討会の 開催					%				
先進地調 査の実施									
〇〇〇									
合計									

注：それぞれの項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇（フリガナ）

別記様式第4号

肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）について、下記のとおり実施したので、肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）助成実施規程第7の1の規定に基づき、報告します。

（なお、既に交付決定のあった助成金 円との差額 円の支払いを請求します。）

記

（別記様式第1号に準じて作成することとし、計画額を（ ）書きで上段に、実績額を下段に記載すること。）

別記様式第5号

令和 年度肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

所在地  
牧場名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け○日草種協第 号により助成金の交付決定通知のあった  
肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）助成金について、肉用牛・酪農基盤強化対策（公  
共牧場活用型）助成実施規程第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて助成に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条<br>の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 日草種協第 号による助成金額の確定通知<br>額） | 金 | 円 |
| 2 助成金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となるものを添付すること。